

5条申請記入例
転用する者が土地所有者と異なる場合
転用者と所有者の連署による申請

様式例第4号の2

農地法第5条第1項の規定による許可申請書

〇〇年 〇〇月 〇〇日

八百津町長

様

八百津町農業委員長

「譲受人・譲渡人」は、権利状態に応じ
「借受人・貸付人」に訂正してください

譲受人 氏名 五条 悟子

譲渡人 氏名 渡 太郎

下記のとおり転用のため { 農地・採草放牧地 } の権利を { 設定・移転 } したいので、
農地法第5条第1項の規定により許可を申請します。

記

1. 当事者の住所等							
当事者の別	氏名	住所		職業			
譲受人	五条 悟子	岐阜県加茂郡八百津町〇〇 〇〇〇 〇〇アパート〇〇		会社員			
譲渡人	渡 太郎	岐阜県加茂郡八百津町〇〇 〇〇〇〇番地〇〇		農業			

2. 許可を受けようとする土地の所在等							
土地の所在	地番	地目		面積 ㎡	所有権以外の使用収益権が設定されている場合		その他の区域・都市計画区域外の別
		登記簿	現況		権利の種類	権利者の氏名又は名称	
八百津町 〇〇〇〇 字〇〇〇	〇〇〇番 〇〇	畑	畑	400			その他の区域
計		400 ㎡ (田		㎡ 畑	400 ㎡ 採草放牧地		㎡)

3. 転用計画								
(1) 転用目的		(2) 権利を設定し、又は移転しようとする事由の詳細						
一般個人住宅		譲受人は、現在町内のアパートで夫と子の4人で居住しているが、子供も大きくなり、アパートでは手狭なため、住宅を建築する。譲渡人は、申請地を営農利用しておらず、受人の要望に応じる。						
(3) 事業の操業期間又は施設の利用期間								
許可有り次第 から				永久 年間				
(4) 転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要								
工事計画	第1期	着工 ○年○月○○日から ○年○月○○日まで			第2期	合計		
	名称	棟数	建物面積	所要面積		棟数	建物面積	所要面積
土地造成				m ² 400				m ² 400
建築物	住宅	1	m ² 120	400		1	m ² 120	400
小計		1	120	400		1	120	400
工作物								
小計								
計		1	120	400		1	120	400
4. 権利を設定し又は移転しようとする契約の内容								
権利の種類	権利の設定・移転の別		権利の設定・移転の時期		権利の存続期間		その他	
所有権	設定・移転		許可有り次第		永久		売買契約	
5. 資金調達についての計画								
土地取得費 400 万円 (1 m ² 10,000 円) 造成費 300 万円 建設費 2,300 万円 合計 3,000 万円 全て借入金 (住宅ローン) による								
6. 転用によることによって生ずる付近の土地・作物・家畜等の被害防除施設の概要								
隣地	東	西	南	北				
現況	宅地	道路	道路	畑				
境界	-	-	-	CB擁壁				
建物排水は下水へ、雨水は集水桝より南側道路側溝へ排出 (図面記載)。畑所有者から承諾を得ており、農地へ影響の出ないよう境界にはコンクリートブロック擁壁を設置。万一、この転用により他に被害を及ぼしたときは、転用者の責任において解決します。								
7. その他参考となるべき事項								

(記載要領)

- 1 当事者が法人である場合には、「氏名」欄にその名称及び代表者の氏名を、「住所」欄にその主たる事務所の所在地を、それぞれ記載してください。
- 2 譲渡人が2人以上である場合には、申請書の差出人は「譲受人何某」及び「譲渡人何某外何名」とし、申請書の1及び2の欄には「別紙記載のとおり」と記載して申請することができるものとします。この場合の別紙の様式は、次の別紙1及び別紙2のとおりとします。
- 3 「市街化区域・市街化調整区域・その他の区域の別」欄には、申請に係る土地が都市計画法による市街化区域、市街化調整区域又はこれら以外の区域のいずれに含まれているかを記載してください。
- 4 「転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要」欄には、工事計画が長期にわたるものである場合には、できる限り工事計画を6か月単位で区分して記載してください。
- 5 申請に係る土地が市街化調整区域内にある場合には、転用行為が都市計画法第29条の開発許可及び同法第43条第1項の建築許可を要しないものであるときはその旨並びに同法第29条及び第43条第1項の該当する号を、転用行為が当該開発許可を要するものであるときはその旨及び同法第34条の該当する号を、転用行為が当該建築許可を要するものであるときはその旨及び建築物が同法第34条第1号から第10号まで又は都市計画法施行令第36条第1項第3号ロからホまでのいずれの建築物に該当するかを、転用行為が開発行為及び建築行為のいずれも伴わないものであるときは、その旨及びその理由を、それぞれ「その他参考となるべき事項」欄に記載してください。